少第　 595 　号

令和５年７月５日

大阪府教育庁市町村教育室小中学校課長

大 阪 府 教育庁教育振興室高等学校課長

大阪府教育庁私学課長大阪市教育委員会指導部教育活動担当課長堺市教育委員会学校教育部生徒指導課長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　大阪府警察本部生活安全部少年課長

少年をアルバイト感覚で犯罪に加担させないための啓発資料（チラシ）の活用について（依頼）

日頃より、少年の非行防止活動に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

　さて、最近、ＳＮＳにおいて「闇バイト」「裏バイト」の文言で容易に検索され、仕事内容を明らかにせず高額の報酬を示唆する投稿や、求人サイトや無料求人誌等において、通常の求人を装った求人広告（以下「犯罪実行者募集情報」という。）を掲載し、強盗や特殊詐欺など実行犯を募るといった実態があり、これらに応募した少年が、特殊詐欺や強盗を敢行し検挙されている状況が社会的に大きな問題となっています。

犯罪実行者募集情報については、

〇自身の行為の危険性を認識しないまま、犯罪の首謀者に重大な犯罪に加担させられ、自らも犯罪者となってしまっていること

〇自身の顔写真や住所等を募集者に送付することで犯罪に加担せざるを得なくなっていること

〇強盗等の実行犯や受け子等として犯罪の首謀者から都合よく利用された後、組織の「捨て駒」として切り捨てられていること

などの実態があり、容易に犯罪に加担して検挙される少年の増加が危惧されています。

　そこで、今回、犯罪実行者募集情報に応募する行為が、重大な犯罪に関与し、取り返しのつかない結果を招く行為であることの情報発信及び非行防止教育等に活用していただくための啓発資料（チラシ）を作成しました。

作成した資料につきましては、データでお送りしますので、各学校に周知していただき、学習端末に転送するなどして生徒への配付、保護者への連絡メール時のデータ添付又は保護者が集まる各種会合等における印刷配付など活用していただきますようお願い致します。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 以　上

（連絡先　少年課少年育成総括第一係　電話　06(6943)1234　内線30772）